

横浜市が実現を目指す「特別自治市」の基本的考え方を策定

# 「横浜特別自治市大綱」

## 趣旨

横浜市では、平成 22 年 5 月に「新たな大都市制度創設の基本的考え方」を策定し、本市が目指す新たな大都市制度の基本的枠組みを定めました。昨年 6 月には「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」で、制度の骨子や創設までの取組概要をお示ししました。

そしてこの度、昨年 8 月に成立した大都市地域における特別区の設置に関する法律、12 月に公表された地方制度調査会専門小委員会による中間報告の内容などを踏まえ、特別自治市制度の早期創設を目指し、国等に要請、提案を行うため、市会との議論を経て、「横浜特別自治市大綱」を策定しました。

## 「横浜特別自治市大綱」の概要

第 1 これまでの経過と横浜特別自治市大綱策定の趣旨

第 2 「特別自治市制度」が求められる背景・必要性

第 3 横浜市が目指す特別自治市制度

### 【横浜特別自治市制度の骨子】

- 1 現在 県が横浜地域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理
- 2 市域内地方税の全てを賦課徴収
- 3 県及び近接市町村等との 水平的・対等な連携協力関係を維持・強化
- 4 内部の自治構造は、市 - 区の 2 層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化

- ・ 行政運営の効率性と住民自治を両立する 行政区とする
- ・ 区長は公選とせず、区民の代表が 区政を民主的にチェックする仕組みを構築
- ・ 住民の区政参画の仕組みや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決する仕組みを設置

第 4 横浜特別自治市制度創設に向けたプロセス

## 今後の進め方

- ・ 今後の第 30 次地方制度調査会の答申などを踏まえ、制度の検討をさらに進め、引き続き国等に働きかけるほか、県、県内市町村、経済団体等との意見交換を行います。
- ・ 市民の皆様のご理解を得るため、制度の内容や必要性などを わかりやすく PRしていきます。

添付資料：「横浜特別自治市大綱」（概要・本文）

お問い合わせ先

政策局 大都市制度推進課長

橘田 誠

Tel 045-671-4323